

和3年（ワ）第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件

原告 江藏 智

被告 東京都

原告第12準備書面

2024年6月29日

東京地方裁判所民事第16部乙B係 御中

原告代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 小 川 隆太郎

同復代理人弁護士 平 岡 秀 夫



標記事件について、原告は、以下のとおり弁論を準備する。

第1 請求の趣旨第1項について

原告は、2021年12月7日付訴状訂正申立書（2）3頁記載の請求の趣旨の第1項について、以下のとおり訂正することを検討している。この点は今後の審理も踏まえて最終的に確定する予定である。

「1 被告は、被告が昭和33年4月10日頃に都立墨田産院において発生した原告と他の生児との取り違い事件に関し、別紙の方法による事実調査を実施せよ。」

第2 請求の法的根拠にかかる主張の順位について

原告は、被告の請求の趣旨第1項の調査義務の法的根拠として、第一に、国際人権条約（自由権規約17条、23条、及び2条3項、並びに子どもの権利条約7条、8条、及び9条）を主張し（甲66号証）、第二に、原告と被告との間で締結された

分娩助産契約を主張し、第三に、医療事故に準ずる重大な問題事案における顛末報告義務（児童福祉法、医療法6条の10、及び医療法施行規則1条の11）を主張し、第四に、本件取り違え事件を先行行為として条理上認められる原状回復義務（東京高裁平成17年6月23日判決参照）を主張する。

以上

- 1 被告は、訴外墨田区から昭和33年4月1日から同月30日までの間に作成された戸籍受附帳のうち、「件名」が「出生」となっている届出全部に記載された「届出事件本人の氏名」、「本籍」、及び「備考」欄の情報（以下、「本件戸籍受附帳情報」という）を取得すること。
- 2 被告は、本件戸籍受附帳情報に基づき住民票及び戸籍等を取り寄せ、届出事件本人全員の性別及び現住所、並びに戸籍上の両親（既に死亡している場合を除く）の現住所を調査すること。
- 3 被告は、本件戸籍受附帳情報に記載された届出事件本人のうち、性別が男性である者全員及びその戸籍上の両親に対して、平成18年10月12日付東京高等裁判所判決において認定された昭和33年4月10日頃に東京立墨田産完において発生した原告と他の生児との取り違え事件に関する事実関係を説明し、原告が血縁上の両親との連絡を希望していることを記載し、原告の血縁上の両親を特定するための調査協力を依頼する文書を郵送すること。
- 4 被告は、本件戸籍受附帳情報に記載された届出事件本人のうち、性別が男性である者全員及びその戸籍上の両親に対して、戸別訪問を実施し、届出事件本人の出生病院ならびに届出事件本人及びその戸籍上の両親の血液型を調査すること。
- 5 被告は、上記4の調査の結果、届出事件本人の出生病院が都立墨田産院であり、かつ、当該両親の血液型が原告の両親の血液型として矛盾しない場合（原告はA型であうため、両親が二人ともB型又はO型であるか、又は両親がそれぞれB型とO型である場合は矛盾する）には、当該届出本人全員及びその戸籍上の両親に対して、原告が指定する手紙ならびに原告及びその両親の写真を手交すること。
- 6 被告は、上記1ないし5の調査を完了した時点で、遅滞なく調査対象者の個人情報情報を明らかにしない範囲で、調査の顛末について原告に対して書面及び口頭で報告すること。